

議案第 51 号 大津市法定外土地改良事業分担金徴収条例の一部を  
改正する条例の制定について

議案第 51 号大津市法定外土地改良事業分担金徴収条例の一部を  
改正する条例の制定についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。はじめに、改正する条例についてご説明します。この条例は、国又は県の補助の対象となる土地改良事業のうち、受益農業者の同意徴収や事業計画の縦覧公告などの土地改良法に基づく法手続きを必要としない事業を本市が事業主体となり実施する際、この事業に要する費用に充てるために受益者から徴収する分担金の総額等を定めた条例であります。つぎに、改正の趣旨ですが、一般的に、土地改良事業は事業の規模や内容に応じ、その事業主体を県、市又は土地改良区や農業組合をはじめとする農業者等に区分して実施しますが、近年では農業用施設の老朽化に加え、農業従事者の高齢化や減少が進み、今後、農業者自身による事業の実施が困難となるケースが想定されます。このため、これまで需要が低かった本市が事業主体となる土地改良事業の実施に備え、現行条例に定めのない事項について新たに基準を定めるものです。

3ページをご覧ください。上段に示す表は、受益者から徴収する分担金の総額を求めるため、事業ごとに分担していただく率を定めた現行条例の別表であり、各事業に要する費用にこの率を掛け合わせ、分担金の総額を求めております。

今回の改正のポイントは2点ございまして、1点目は、別表に定めがない災害復旧事業について、新たに徴収基準を定め、これまで不明瞭であった受益者が負担すべき分担金の総額を明確にします。2点目は、別表で定まる各種土地改良事業を実施する場合、施行条件によっては国の補助率が嵩上げされるケースがあるものの、現行では嵩上げ措置の有無にかかわらず、受益者から徴収する分担金の総額が一定であることから、受益者が嵩上げ措置の恩恵を享受できるよう分担金の軽減を図ります。

4ページをご覧ください。改正の内容について、具体的にご説明いたします。まず1点目の、災害復旧事業の徴収基準を定めることについてですが、分担金の率を定める別表に「農地災害復旧事業」と「農業用施設災害復旧事業」を追加し、それぞれ分担金の率を100分の50と定めます。また、徴収する分担金の総額は、災害復旧事業に要する費用から国及び県の補助金を除いた額に、100分の50を掛け合わせた額とします。

なお、先ほどご説明したとおり、災害復旧事業以外の各種土地改良事業に係る分担金の総額は、各事業に要する費用に分担金の率を掛け合わせた額としておりますが、災害復旧事業に関しては、被害の状況により国の補助率が嵩上げされるケースがあり、事業に要する費用に分担金の率を掛け合わせると、分担金の総額が補助金を除いた額以上となる場合もあるため、災害復旧事業に関してのみ、国及び県の補助金を除いた額に分担金の率を掛け合わせた額を分担金の総額といたします。

5ページをご覧ください。改正内容の2点目である、受益者分担金の軽減を図るための改正についてですが、土地改良事業を地勢上の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利となる「中山間地域等」に該当する地域で実施する場合、国の補助率は、地域格差の是正を図るために嵩上げ措置が講じられます。本市には、嵩上げ措置の対象となる「中山間地域等」に該当する地域が旧市町村単位の小松村、木戸村、仰木村の3地域あり、一例として、この地域で施設の長寿命化を目的とした土地改良事業を実施する場合、国の補助率は、一般地域では50%であるところ、5%嵩上げされ55%となります。しかしながら、現行条例での分担金の総額は、事業に要する費用に分担金の率を掛け合わせた額とすると定まっており、受益者は国の嵩上げ措置の恩恵を享受するこ

とができません。このため、嵩上げ措置が講じられる土地改良事業を実施する場合には、分担金の率の範囲内で分担金の総額を定めることができるよう改正し、国の補助率の嵩上げに相応する負担の軽減を図ろうとするものです。

以上、議案第 51 号大津市法定外土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。